

校則アンケート 結果の概要

日本共産党校則問題プロジェクト

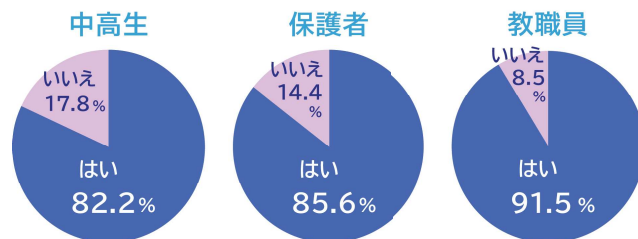
実施期間 2021年4月15日～6月30日

実施方法 インターネットアンケート

回答者 中高生1453名、保護者 561名、教職員 246名、市民 694名

①圧倒的多数が、校則に疑問

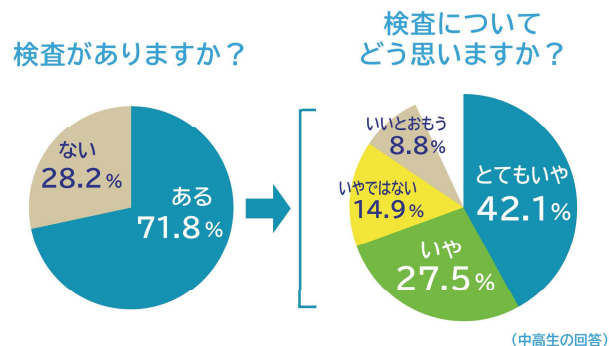
校則で疑問に思うものはありますか？



中高生の「疑問に思う」校則
トップ10

① ツープロックなど特定の髪型の禁止71% ② 靴下の色、長さなどの指定59.9% ③ 髪の色や結び方の指定56.8% ④ 髪染めの禁止55.6% ⑤ スカートの長さの指定52.4% ⑥ 眉の手入れの禁止50.5% ⑦ ピアス・アクセサリーの禁止48.7% ⑧ 髪どめ、ゴムの色の指定46.9% ⑨ 携帯電話の持ち込み禁止46.3% ⑩ 地毛証明 43.5%

②校則検査を七割の中高生が受け、不快を訴えている



自由記述の一部

○ツープロック見つかったら丸刈りになる。そこまでする必要があるのかと思う。

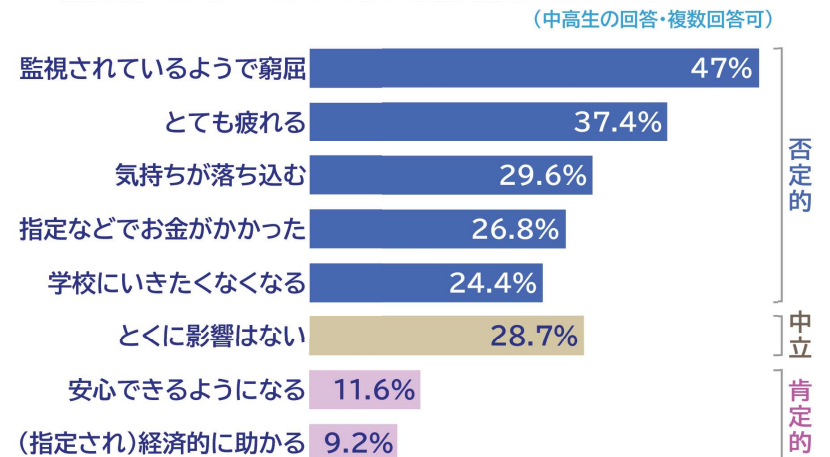
○前髪が眉毛に数ミリかかっただけで、「おしゃれしたいのなら、学校を辞めろ！」と全校生徒の前で怒鳴られた

○先生がわざわざ1人1人の眉毛を見たり髪型をチェックする時の空気感と言うか圧迫感が凄くて嫌いです

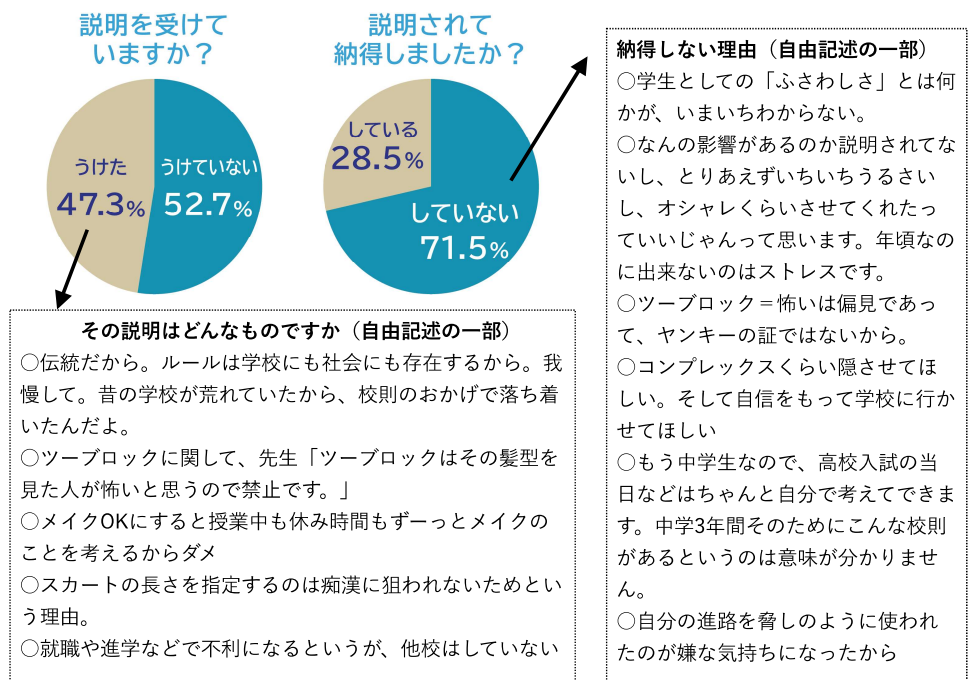
○下着やインナーの色に関しては、先生も指摘しづらい指摘される生徒も恥ずかしい思いをするので、規定はなくていいと思う。

1 / 6

③校則の影響 「監視されているようで窮屈」がトップ

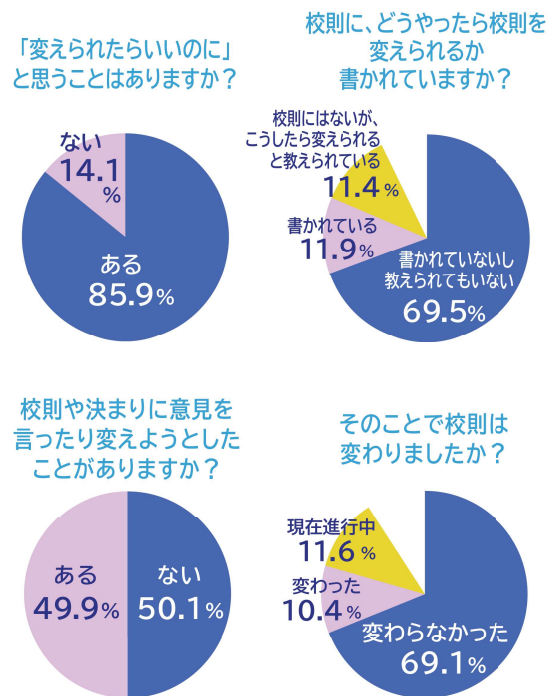


④校則を守る理由 半分が説明なし/説明あっても納得せず



2 / 6

⑤生徒は校則を変えたいが、変える手続きが不明。
校則を変えようとしても、変わらないことが多い。



変えられなかった例

- 生徒会で審議をしていたが先生に審議自体を否定され、変えようともできなかった
- 先生にははぐらかされる
- 署名を集めて提出をしたが、検討されなかった
- 生徒総会で大多数の意見がでても教師により却下。
- まずは生徒会選挙に立候補しようと思ったら立候補させてもらえなかった。
- 中学生のとき、「靴と靴下が白色しか履けない」という校則をきっかけに、校則に対して疑問を抱き生徒会に入って校則を変えようとした。3年間教員と何度も話し合いましたが、永遠と屁理屈を言われるだけで話は通じず、その校則を最後まで変えられることはありませんでした。

変えた例

- スマホの持ち込み タイツの着用 など、生徒総会で議題に上がり話し合いを重ね、可能になりました。
- 女子でもスラックスが履けるように先生方をお願いをし、その次の年の可能になりました。

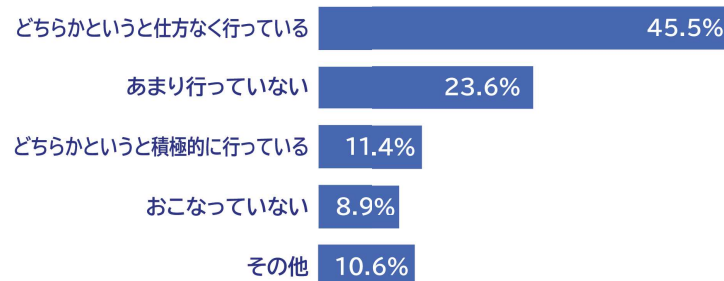
⑥子どもの権利条約 子どもの意見表明権の認知は1割

(中高生の回答・複数選択)

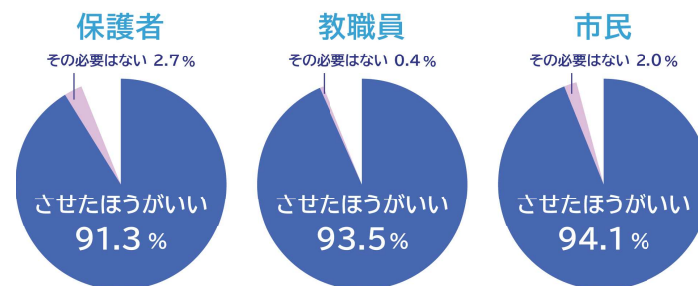


⑦先生の校則指導 「どちらかという仕方なく」半数近く

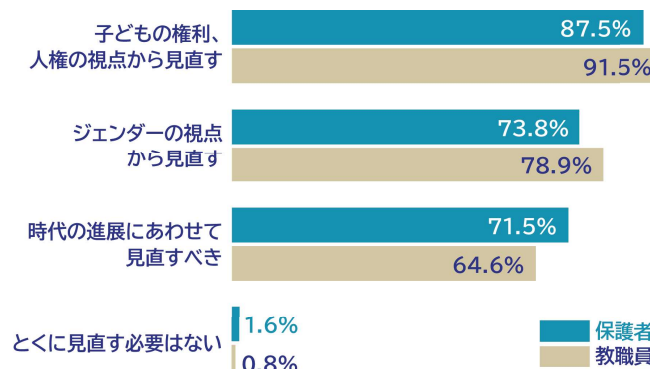
あなた自身の校則指導はどれに近いですか？



⑧大人の9割超が「校則に生徒の意見を反映させるべき」



⑨校則見直しの視点 子どもの権利・人権がトップ



プログラムの提供、職場体験の場の提供等、学校と地域が連携・協働することによって、生徒指導を地域社会全体で行うことが可能になります。

1.5 生徒指導の取り組み上の留意点

誰一人取り残さない、切れ目のない生徒指導を学校全体として取り組む場合の留意点は、以下の通りです。

1.5.1 児童の権利の理解

まず、第一は、教職員の[児童の権利に関する条約](#)¹⁰についての理解です。

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択された[児童の権利に関する条約](#)です。日本は、1990年にこの条約に署名し、1994年に批准しています。児童とは、18歳未満のすべての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められています。

(2) 4つの原則

生徒指導を実践する上で、児童の権利に関する条約の4つの原則を理解しておくことが大切です。第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしない、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保証されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること。

関連する条文の概要は、以下の通りです。

① 差別の禁止

¹⁰ 「『児童の権利に関する条約』について（通知）」文部事務次官（平成6年5月20日）では、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところでありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。」として周知している。

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。（第2条）

② 児童の最善の利益

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（第3条）

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。（第6条）

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第12条）

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権侵害であるばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須だといえます。

1.5.2 ICT の活用

第二の留意点は、ICTを活用した生徒指導の推進です。[令和の日本型学校教育](#)の実現と[GIGAスクール構想](#)を踏まえ、今後ICTを活用した生徒指導を推進することが大切です。ICTを活用することで、以下のような教育効果等が期待されます。ただし、実践にあたっては、不断の教職員のICT活用能力の向上が必要となります。